

◆障害者雇用状況報告にあたり◆

報告対象障害者の計上もれはありませんか??

“実は障害者手帳を持っている”方はいませんか??

常用雇用労働者が40.0人以上\* の事業主は、毎年6月1日における障害者雇用の状況について厚生労働大臣に報告しなければなりません。

\* 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方は0.5人で算定

\* 令和8年7月以降は、法定雇用率引き上げのため37.5人以上

事業主には法定雇用率以上の障害者を雇用する義務があり、その率は今後引き上げが決定しています。

(令和7年4月現在2.5%⇒令和8年7月～**2.7%\***)

\* 引き上げ後の雇用率は令和9年障害者雇用状況報告から適用

▶雇用率を満たしていないと

- ・ 障害者雇入れ計画作成を命じられ、改善が見られない場合は**企業名が公表**されます
- ・ 不足人数に応じて**納付金**を納める必要があります（常用雇用労働者100人超の場合）



障害者雇用状況報告の前に、

① 報告書に計上する人数に誤り（漏れ）がないか

② 障害者と把握している方以外で障害者手帳をお持ちの方がいないか

についてもう一度確認をお願いします。

法定雇用率の  
対象となる  
障害種別



◆身体障害者◆  
身体障害者手帳  
1～6級  
もしくは  
7級が2つ以上

◆知的障害者◆  
療育手帳  
A～C  
※自治体によって名称が  
異なる場合あり

◆精神障害者◆  
精神障害者  
保健福祉手帳  
1～3級

注意!!

従業員への確認は、その理由・目的を本人へ説明したうえで行うとともに、プライバシーに対する十分な配慮をお願いします。

Check!

